

水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準として
環境大臣が定める基準の設定に関する資料

ピリミホスメチル

1. 評価対象農薬の概要

1. 物質概要

化学名 (IUPAC)	O - 2 - ジエチルアミノ - 6 - メチルピリミジン - 4 - イル = O, O - ジメチル = ホスホロチオアート				
分子式	C ₁₁ H ₂₀ N ₃ O ₃ PS	分子量	305.3	CAS NO.	29232-93-7
構造式					

2. 作用機構等

ピリミホスメチルは、有機リン系の殺虫剤であり、その作用機構はアセチルコリンエステラーゼの活性を阻害し、正常な神経伝達機能を阻害することにより殺虫活性を示すものと考えられている。

本邦での初回登録は 1976 年である。

製剤は乳剤が、適用農作物等は野菜、樹木、花き等がある。

申請者からの聞き取りによると、原体の輸入量は、19.9t (平成 25 年度)、14.6t (平成 26 年度)、16.3t (平成 27 年度)であった。

年度は農薬年度 (前年 10 月 ~ 当該年 9 月)

3. 各種物性

外観・臭気	白色固体、澄明液体 微かなメルカプタン様臭気	土壌吸着係数	$K_{F}^{ads}_{OC} = 740 - 2,000$ (20)
融点	> 20.8	オクタノール / 水分配係数	$\log P_{ow} = 3.9$ (20、pH4) $\log P_{ow} = 4.2$ (20 ; 純水、pH 5、pH 7)
沸点	約 120 で分解するため 測定不可	生物濃縮性	BCF _{ss} = 1,251 (1 μg/L) = 1,277 (10 μg/L)
蒸気圧	2.0×10^{-9} Pa (20)	密度	1.2 g/cm ³ (20)

加水分解性	半減期 2日 (25、pH4) 7日 (25、pH5) 117日 (25、pH7) 75日 (25、pH9)	水溶解度	$1.0 \times 10^4 \mu\text{g/L}$ (20) $1.1 \times 10^4 \mu\text{g/L}$ (20、pH 5) $1.0 \times 10^4 \mu\text{g/L}$ (20、pH 7) $9.7 \times 10^3 \mu\text{g/L}$ (20、pH 9)
水中光分解性	半減期 0.36時間 (東京春季太陽光換算 1.33時間) (滅菌緩衝液、pH5、25、26.46 - 28.90W/m ² 、300 - 400nm) 0.37時間 (東京春季太陽光換算 1.36時間) (滅菌緩衝液、pH7、25、26.46 - 28.90W/m ² 、300 - 400nm) 18分 (東京春季太陽光換算 125分) (自然水、pH7.9、25、54.2W/m ² 、300 - 400nm) 0.01日 (東京春季太陽光換算 0.07日) (滅菌自然水、pH8.5、24.9、56.5W/m ² 、300 - 400nm)		
pKa	4.30		

．水産動植物への毒性

1．魚類

(1) 魚類急性毒性試験 [] (コイ)

コイを用いた魚類急性毒性試験が実施され、96hLC₅₀ = 679 μg/Lであった。

表1 魚類急性毒性試験結果

被験物質	原体					
供試生物	コイ (<i>Cyprinus carpio</i>) 7尾/群					
暴露方法	流水式					
暴露期間	96h					
設定濃度 (μg/L) (有効成分換算値)	0	200	420	910	2,000	4,200
実測濃度 (μg/L) (算術平均値、 有効成分換算値)	0	140	330	520	1,500	3,100
死亡数/供試生物数 (96h後;尾)	0/7	1/7	0/7	1/7	7/7	7/7
助剤	DMF 0.1mL/L					
LC ₅₀ (μg/L)	679 (95%信頼限界 428 - 1,080) (実測濃度 (有効成分換算値) に基づく)					

2．甲殻類等

(1) ミジンコ類急性遊泳阻害試験 [] (オオミジンコ)

オオミジンコを用いたミジンコ類急性遊泳阻害試験が実施され、48hEC₅₀ = 0.314 μg/Lであった。

表2 ミジンコ類急性遊泳阻害試験結果

被験物質	原体					
供試生物	オオミジンコ (<i>Daphnia magna</i>) 20頭/群					
暴露方法	止水式					
暴露期間	48h					
設定濃度 (μg/L) (有効成分換算値)	0	0.042	0.091	0.20	0.42	0.91
実測濃度 (μg/L) (算術平均値、 有効成分換算値)	0	0.044	0.102	0.218	0.453	0.952
遊泳阻害数/供試生物数 (48h後;頭)	0/20	0/20	0/20	0/20	20/20	20/20
助剤	DMF 0.1mL/L					
EC ₅₀ (μg/L)	0.314 (95%信頼限界 0.218 - 0.453) (実測濃度 (有効成分換算値) に基づく)					

3. 藻類

(1) 藻類生長阻害試験 [] (ムレミカツキモ)

Pseudokirchneriella subcapitata を用いた藻類生長阻害試験が実施され、72hErC₅₀ = 3,080 μg/Lであった。

表3 藻類生長阻害試験結果

被験物質	原体							
供試生物	<i>P. subcapitata</i> 初期生物量 1.0 × 10 ⁴ cells/mL							
暴露方法	振とう培養							
暴露期間	96h							
設定濃度 (μg/L) (有効成分換算値)	0	200	400	700	1,500	2,900	5,800	
実測濃度 (μg/L) (算術平均値、 有効成分換算値)	0	130	270	510	1,200	2,400	4,700	
72h 後生物量 (× 10 ⁴ cells/mL)	138	134	120	103	64.2	28.3	3.75	
0-72h 生長阻害 (%)		1	3	6	16	32	73	
助剤	アセトン 0.1mL/L							
ErC ₅₀ (μg/L)	3,080 (95%信頼限界 2,870 - 4,120) (実測濃度 (有効成分換算値) に基づく)							

・水産動植物被害予測濃度（水産 PEC）

1．製剤の種類及び適用農作物等

農薬登録情報提供システム（（独）農林水産消費安全技術センター）によれば、本農薬は製剤として乳剤があり、適用農作物等は野菜、樹木、花き等がある。

2．水産 PEC の算出

（1）非水田使用時の PEC

非水田使用時において、PEC が最も高くなる使用方法（下表左欄）について、第1段階の PEC を算出する。算出に当たっては、農薬取締法テストガイドラインに準拠して下表右欄のパラメーターを用いた。

表4 PEC 算出に関する使用方法及びパラメーター
（非水田使用第1段階：河川ドリフト）

PEC 算出に関する使用方法		各パラメーターの値	
適用農作物等	樹 木	I : 単回・単位面積当たりの有効成分量（有効成分 g/ha） （左側の最大使用量に、有効成分濃度を乗じた上で、単位を調整した値（製剤の密度は 1g/mL として算出））	1,470
剤 型	49%乳剤	D_{river} : 河川ドリフト率（%）	3.4
当該剤の単回・単位面積当たりの最大使用量	300mL / 10a （1,000 倍に希釈した薬剤を 10a 当たり 300L 使用）	Z_{river} : 1 日河川ドリフト面積（ha/day）	0.12
		N_{drift} : ドリフト寄与日数（day）	2
地上防除/航空防除の別	地上防除	R_u : 畑地からの農薬流出率（%）	-
使用方法	散 布	A_u : 農薬散布面積（ha）	-
		f_u : 施用法による農薬流出係数（-）	-

これらのパラメーターより、非水田使用時の PEC は以下のとおりとなる。

非水田 PEC _{Tier1} による算出結果	0.023 μg/L
----------------------------------	------------

（2）水産 PEC 算出結果

（1）より水産 PEC は 0.023 μg/L となる。

． 総 合 評 価

1．水産動植物の被害防止に係る登録保留基準値

各生物種の LC₅₀、EC₅₀ は以下のとおりであった。

魚類 [] (コイ急性毒性)	96hLC ₅₀	=	679	μg/L
甲殻類等 [] (オオミジンコ急性遊泳阻害)	48hEC ₅₀	=	0.314	μg/L
藻類 [] (ムレミカツキモ生長阻害)	72hErC ₅₀	=	3,080	μg/L

魚類急性影響濃度 (AECf) については、魚類 [] の LC₅₀ (679 μg/L) を採用し、不確実係数 10 で除した 67.9 μg/L とした。

甲殻類等急性影響濃度 (AECd) については、甲殻類等 [] の EC₅₀ (0.314 μg/L) を採用し、不確実係数 10 で除した 0.0314 μg/L とした。

藻類急性影響濃度 (AECa) については、藻類 [] の ErC₅₀ (3,080 μg/L) を採用し、3,080 μg/L とした。

これらのうち最小の AECd より、登録保留基準値は 0.031 μg/L とする。

2．リスク評価

水産 PEC は 0.023 μg/L であり、登録保留基準値 0.031 μg/L を超えていないことを確認した。

< 検討経緯 >

平成 29 年 8 月 9 日	平成 29 年度水産動植物登録保留基準設定検討会 (第 3 回)
平成 29 年 9 月 6 日	中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会 (第 59 回)
平成 29 年 10 月 13 日	平成 29 年度水産動植物登録保留基準設定検討会 (第 4 回)
平成 29 年 11 月 10 日	中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会 (第 60 回)